

企業人権・同和教育合同研究会事務局
実施事業者募集要項

令和8年（2026年）4月
尼崎市

1 趣旨及び目的

尼崎市では、市内に本社又は事務所をもつ企業や事業所が、人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、企業内における人権・同和教育の推進を図ることを目的に組織された「企業人権・同和教育合同研究会」と連携し、人権教育・啓発の取組を進めています。

当研究会は、昭和50年の設立以来、各時代における企業を取り巻く様々な人権課題を的確にとらえた活動を続け、現在（令和8年3月末時点）、139社の企業・事業所にご参加いただいています。主な取組は、参加企業が社内の人権研修としてご活用いただけるよう、新入社員を対象とした人権研修をはじめとする講演会や研修会、企業間での意見交換を行うグループ研修などを実施しています。また、社内研修用のツールとして、人権に関する研修教材の貸出などの支援も行っています。

同団体の事務局は本市が担うこととされていますが、同団体の活動の活性化や会員数の拡大も含め、これらの業務を専門ノウハウに長けた事業者又は団体に委託するものです。

応募される事業者は、本事業の趣旨及び業務内容等を十分に踏まえた上で企画提案をしてください。

2 業務の概要

(1) 業務名

企業人権・同和教育合同研究会事務局業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

但し、令和9年度及び令和10年度の契約については、前年度の業務実績等を評価し、良好な実績であると判断した場合に限り、プロポーザル審査は行わず、受託者と協議の上、委託者の会計年度ごとに業務委託契約を締結（更新）する。

(3) 業務内容

別添「企業人権・同和教育合同研究会事務局業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 提案上限額

2,521,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。（提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けません。）

また、令和9年度及び令和10年度の委託料の総額は、それぞれ当該年度の尼崎市当初予算の成立を前提に、以下のとおり予定しています。

【総額及び各年度の事業予定額】（消費税及び地方消費税を含む。）

総額（予定）	内 訳		
	令和8年度 上限額	令和9年度 上限額（予定）	令和10年度 上限額（予定）
7,563千円	2,521千円	2,521千円	2,521千円

(5) 選定事業者

1者

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有し、かつ以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 民間企業（法人に限る）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人またはその他の法人
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。

- (8) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 公租公課を滞納していない団体であること。

4 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項に違反する事実又は行為があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 団体活動にかかる重大な法令違反等、その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

5 スケジュール

項目	日程
公募期間	令和8年4月17日（金）～5月1日（金）
応募申込書、企画提案書等の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで
質疑の受付期間	令和8年4月17日（金）～4月24日（金）
質疑の回答	随時、尼崎市ホームページにて公表します。
プレゼンテーション審査 （必要に応じて）	令和8年5月11日（月）を予定
選定結果通知	書類審査（又は、プレゼンテーション審査）実施から1週間以内に書面で通知します。

6 質疑の受付及び回答

本要項及び仕様書内容に関して質問がある場合は、質問票（様式7）に質問事項を記入の上、件名は「企業人権・同和教育合同研究会事務局業務委託プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話、FAX による質問は受け付けません）。また、電話にて電子メールの到着確認を行うこと。

- (1) 質問の受付期限
令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法及び提出先
電子メール（来庁、電話、FAX での質疑は受け付けない。）
電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp
- (3) 回答方法
回答については、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本プロポーザルの案内と同一ページ内）にて公表します。
- (4) 注意事項
審査基準に関する質問には一切お答えできません。

7 応募の手続き

- (1) 提出書類

名称	様式番号
応募申込書	様式1
企画提案書	様式2

見積書（内訳が分かる別紙を添付すること）	様式 3
事業実施体制（組織表）	自由様式
企画・提案募集に関する過去の事業実績	自由様式
応募資格誓約書	様式 4
暴力団排除に関する特約に係る誓約書	様式 5
P（プライバシー）マーク、ISMS 認証等の写し ※有効期限にご注意ください。 ※上記を取得していない場合は、様式 6「個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（事前確認分）」を提出してください。	P マーク、ISMS 認証等の写し 又は様式 6
定款または寄付行為の写し （提出日において 3 ヶ月以内に原本証明したもの）	—
法人登記簿謄本 （提出日において 3 ヶ月以内に法務局が発行したもの）	—
納税証明書（国税） （提出日において 3 ヶ月以内に税務署長が発行した「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）」（納税証明書「その 3」））	—
納税証明書（尼崎市税） （提出日において 3 ヶ月以内に尼崎市長が発行した「法人市民税・事業所税及び市税に未納の税額がないことの納税証明書」） ※ただし、「尼崎市内に本社・本店を有している者（市内業者）」及び「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置して事業活動を行っている者（準市内業者）」以外の者は、提出不要です。	—
会社概要	パンフレット等で代用可能

(2) 提出期限及び提出方法

令和 8 年 5 月 1 日（金）の午後 5 時までに、必ず事前にご予約いただいた上で、経済環境局経済部しごと支援課まで、直接持参してください。（郵送、E メール、FAX による受付は行いません。）

(3) 提出先

尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地 出屋敷リベル 3 階
尼崎市 経済環境局 経済部 しごと支援課

(4) 提出部数

7 部（原本 1 部、副本 6 部）
なお、様式は A 4 版縦、横書き、カラー印刷、片面刷り、左とじとしてください。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。（様式自由）

(6) その他

提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内にしごと支援課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正や追加資料の提出は認めません。

ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

8 企画提案書等の書類の取扱い等について

(1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しません。

(2) 事業者からの企画提案書等の書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条例第 47 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(3) 企画提案書等の作成に伴い、要した費用については、全て事業者の負担とします。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

(2) 審査方法等

尼崎市の職員で組織する選定会議（以下、「選定会議」という。）において、提出書類の書類審査を行います。提出書類の不備や仕様書にもとづいた提案内容となっているか等について審査します。書類審査後、選定会議が必要と認めたときは、応募者全員にプレゼンテーション審査を実施し提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で評価します。（時間、場所、出席人数等の詳細については別途連絡します。）

(3) 選定基準

選定会議において、仕様書に掲げる「3業務内容」及び「4実施研修及び時期」の提案内容を評価し、次の審査基準により採点を行います。

ア 研修・講演会の企画立案及び講師の選定について、どのような提案がなされているか。

イ 受講者数や会員企業社数の増加に向けて、どのような提案がなされているか。

ウ 業務執行体制の安定性・円滑性

エ コストの妥当性

オ 同種事業での運営実績

なお、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店をおく事業者の提案には、評価基準において一定の加点を行います。

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、一定の基準（6割を目安に選定会議で決定）を上回った提案者のうち、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

応募者が1者の場合でも、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(5) 審査結果

文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法など契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 上記契約候補者に次に掲げる事態が生じたときは、選定順位の高かった事業者（但し、基準点を満たしていない事業者を除く。）の順に協議を行い、契約候補者を決定します。

ア 契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までには本要項3の要件を欠き、或いは本要項4に掲げる要件に該当していることが判明したとき

ウ 契約に向けての必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこと。

(4) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額以内で、再度、見積書を提出しなすこと。

11 支払条件

すべての業務完了後、適法な請求書を受理してから30日以内に一括支払い。

12 契約保証金

尼崎市契約規則第32条第7号により免除とします。

13 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電話：06-6430-7635

FAX：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：杉浦・大谷

以 上